

白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月10日

白川町長 佐伯正貴

白川町規則第16号

白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則（令和2年白川町規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(給付金等の区分並びに金額及び種別)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する給付金等の区分並びに金額及び種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出産祝金</p> <p>ア 第1子及び第2子 <u>現金50,000円の支給又は52,500円分の行政ポイント</u>（白川町行政ポイント事業実施要綱（令和7年白川町訓令甲第2号。以下「要綱」という。）第2条第1号で規定するポイントをいう。以下同じ。）の付与</p> <p>イ 第3子以降 <u>現金100,000円の支給又は105,000円分の行政ポイントの付与</u></p> <p>(2) 出産祝品 出生届をした者 <u>積み木及びごみ袋</u></p> <p>(3) 子育て応援給付金</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 小学校入学の年 <u>現金100,000円の支給又は105,000円分の行政ポイントの付与</u></p> <p>ウ (略)</p> | <p>(給付金等の区分並びに金額及び種別)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する給付金等の区分並びに金額及び種別は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 出産祝金</p> <p>ア 第1子及び第2子 <u>10,000円</u>分の行政ポイント（白川町行政ポイント事業実施要綱（令和7年白川町訓令甲第2号。以下「要綱」という。）第2条第1号で規定するポイントをいう。以下同じ。）の付与</p> <p>イ 第3子以降 <u>当該出生児を名義とする100,000円の定期預金証書</u></p> <p>(2) 出産祝品 出生届をした者 <u>10,000円相当の積み木（つみマスくみマス）及び可燃ごみ袋（小）</u></p> <p>(3) 子育て応援給付金</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 小学校入学の年 <u>現金50,000円</u>の支給又は<u>52,500円</u>分の行政ポイントの付与</p> <p>ウ (略)</p> |

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和8年4月1日から適用する。  
(給付金の内払)
- 2 新規則の規定を適用する場合において、この規則の施行の日前に、改正前の白川町子育て応援給付金等の支給に関する条例施行規則の規定に基づいて既に支給された出産祝金及び子育て応援給付金は、新規則の規定による出産祝金及び子育て応援給付金の内払とみなす。